

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現況及び課題

第1節 ごみ処理の区分と体制

1. ごみの分別区分

本市におけるごみの分別区分は、表1-1に示すように ① 燃やせるごみ から ⑳ 粗大ごみまでの24区分としています。

収集区分	分別区分	収集回数
燃やせるごみの日	①燃やせるごみ	週2回
プラスチック容器の日	②プラスチック製容器包装	週1回
かみの日	③新聞	月2回
	④雑誌	
	⑤ダンボール	
	⑥紙パック	
	⑦その他の紙	
	⑧古着類	
	⑨発泡スチロールトレイ	
カンの日	⑩アルミ缶・スチール缶	月1回
	⑪その他の金属類	
	⑫乾電池	
	⑬その他のプラスチック類	
	⑭ペットボトル（ビンの日も収集）	
ビンの日	⑮一升びん	月1回
	⑯ビールびん	
	⑰とうめいびん	
	⑱茶色びん	
	⑲緑・青色びん	
	⑳黒色びん	
	㉑その他の色びん	
	㉒蛍光灯	
	㉓リサイクルできないもの （陶磁器、ガラス類等）	
	㉔ペットボトル（カンの日も収集）	
	㉕粗大ごみ	直接搬入のみ

表 1-1 ごみの分別区分

2. ごみの収集体制

家庭から排出されるごみの収集は、ごみ集積所の委託収集、又は施設への直接搬入とし、事業所から排出される一般廃棄物については、施設への直接搬入、又は収集運搬許可業者への個別委託等により、表1-2に示す区分に従い収集されています。

	収集区分	ごみの分別品目	収集体制	ごみ集積所への排出方法
家庭系ごみ	燃やせるごみの日 (週2回)	①燃やせるごみ	委託収集 又は 直接搬入	指定ごみ袋(黄色) に入れて排出
	プラスチック容器の日 (週1回)	②プラスチック製 容器包装	委託収集 又は 直接搬入	指定ごみ袋(白色) に入れて排出
	かみの日 (月2回)	③新聞	委託収集 又は 直接搬入	白い紙ひもで束ねて排出
		④雑誌		
		⑤ダンボール		
		⑥紙パック		
		⑦その他の紙		
		⑧古着類		
	カンの日 (月1回)	⑨発泡スチロール トレー	委託収集 又は 直接搬入	集積所に設置した ネット袋に排出
		⑩アルミ缶・ スチール缶		集積所に設置した コンテナ又は 大型袋に排出
		⑪その他の金属類		指定ごみ袋(白色) に入れて排出
		⑫乾電池		
		⑬その他の プラスチック類		
	⑭ペットボトル	集積所に設置した ネット袋に排出		
ビンの日 (月1回)	⑮一升びん	委託収集 又は 直接搬入	集積所に設置した コンテナに排出	
	⑯ビールびん			
	⑰とうめいびん			
	⑱茶色びん			
	⑲緑・青色びん			
	⑳黒色びん			
	㉑その他の色びん			
	㉒蛍光灯			
	㉓リサイクル できないもの			
	⑭ペットボトル		集積所に設置した ネット袋に排出	
	⑳粗大ごみ	直接搬入 のみ		
事業系ごみ			直接搬入 又は 許可業者	家庭系ごみの 排出方法に準ずる

表 1-2 ごみの収集体制

3. ごみ処理の流れ

収集又は直接搬入されたごみは、図4-1に示す処理の流れに従い、各施設で中間処理(焼却、選別、破碎、圧縮、梱包等)され、資源化が可能なものは民間事業者で再生等処理を行い、焼却残渣や資源化ができないものは埋立処分を行っています。

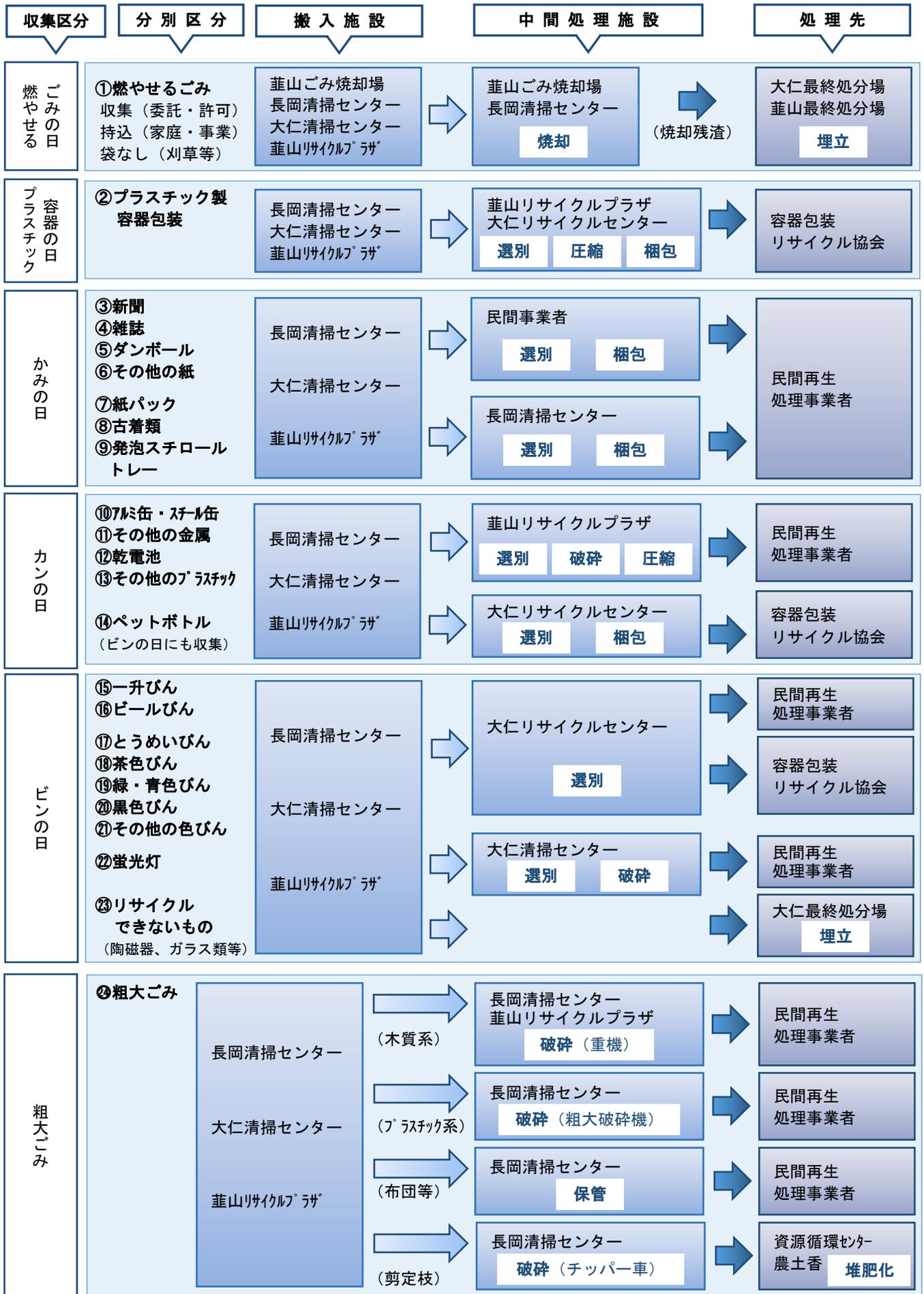


図 4-1 ごみ処理の流れ

4. 処理施設等の概要

(1) 焼却施設の概要

本市では、長岡清掃センター、葦山ごみ焼却場の2施設で可燃ごみの焼却処理を行っています。両施設とも稼働から30年以上が経過し老朽化が進んでいるため、現在、隣接市である伊豆市と伊豆の国市の2市広域での新ごみ処理施設を建設しており、令和5年1月に新施設が稼働する予定となっています。（表2-1参照）

現在稼働中の2施設については、新ごみ処理施設の稼働に合わせて焼却運転を停止し、順次廃炉とする予定です。

1. 長岡清掃センター	
所在地	伊豆の国市南江間2139-1
処理方式	流動床式（准連続燃焼方式）
処理能力（t/日）	32t/16h
竣工年月	昭和57年2月
2. 葦山ごみ焼却場	
所在地	伊豆の国市葦山山木1005-3
処理方式	ストーカ式（准連続燃焼方式）
処理能力（t/日）	40t/16h
竣工年月	昭和49年9月
2. 大仁清掃センター（休止中）	
所在地	伊豆の国市三福1363-88
処理方式	機械化バッチ式燃焼方式
処理能力（t/日）	20t/日
竣工年月	昭和55年3月
4. 新ごみ処理施設（建設中）	
所在地	伊豆市佐野字川久保地内
処理方式	ストーカ式（全連続燃焼方式）
処理能力（t/日）	82t/24h（41t/24h×2炉）
竣工年月	令和5年1月（予定）
その他	余熱利用（蒸気タービン発電）

表 2-1 焼却施設の概要

(2) 資源化施設の概要

本市では、葦山リサイクルプラザ、大仁清掃センター、大仁リサイクルセンター、長岡不燃物処理施設（長岡清掃センター内）の4施設において、資源ごみ等の保管を行い、ごみの品目に応じた資源化処理を実施しています。（表2-2参照）

また、この4つの資源化施設に加えて、堆肥化施設としての資源循環センター「農土香」があり、市内で排出される食品残渣（生ごみ）、剪定枝を原料として製造した完熟堆肥を販売しています。

なお、資源化施設は合併前の旧町（伊豆長岡町・葦山町・大仁町）の施設に、資源化処理作業を分散する形で使用しております。

1. 葦山リサイクルプラザ	
所在地	伊豆の国市奈古谷553-1
処理方式	選別・破碎・圧縮・梱包
施設規模	8 t/5 h
竣工年月	平成9年9月
2. 大仁清掃センター	
所在地	伊豆の国市三福1363-88
処理方式	選別・破碎
施設規模	15 t/5 h
竣工年月	昭和55年3月
3. 大仁リサイクルセンター	
所在地	伊豆の国市下畑630-45
処理方式	選別・破碎・圧縮
施設規模	1.2 t/5 h
竣工年月	平成11年3月
4. 長岡不燃物処理施設（長岡清掃センター内） ※休止中	
所在地	伊豆の国市南江間2139-1
処理方式	選別・破碎
施設規模	15 t/5 h
竣工年月	昭和57年3月
5. 資源循環センター「農土香」	
所在地	伊豆の国市浮橋1598-1
処理方式	堆肥化
施設規模	5.5 t/日
竣工年月	平成22年10月

表 2-2 資源化施設の概要

(3) 最終処分場の概要

本市には、韮山一般廃棄物最終処分場、大仁一般廃棄物最終処分場、大仁第2一般廃棄物最終処分場、長岡一般廃棄物最終処分場がありますが、現在は、韮山ごみ焼却場から発生する焼却残渣を韮山一般廃棄物最終処分場に、長岡清掃センターから発生する焼却残渣及び「リサイクルできないもの（陶磁器・ガラス類等）」を大仁一般廃棄物最終処分場に埋め立てています。

なお、長岡一般廃棄物最終処分場及び大仁第2一般廃棄物最終処分場については、既に埋立処分を終了しており、廃止に向けた手続きを進行中です。

1. 韮山一般廃棄物最終処分場	
所在地	伊豆の国市中1619-1
埋立方式	サンドイッチ方式
埋立対象物	灰・カレット（陶磁器・ガラスくず）等
埋立開始年月	平成2年4月
埋立面積	3,000㎡
埋立容量	16,000㎥
2. 大仁一般廃棄物最終処分場	
所在地	伊豆の国市三福1363-88
埋立方式	サンドイッチ方式
埋立対象物	灰・カレット（陶磁器・ガラスくず）等
埋立開始年月	平成6年4月
埋立面積	5,128㎡
埋立容量	33,654㎥
3. 大仁第2一般廃棄物最終処分場（埋立終了）	
所在地	伊豆の国市下畑630-37
埋立方式	サンドイッチ方式
埋立対象物	金属・ガラス・プラスチック等
埋立開始年月	平成3年12月
埋立面積	3,366㎡
埋立容量	2,779㎥
4. 長岡一般廃棄物最終処分場（埋立終了）	
所在地	伊豆の国市花坂62-1
埋立方式	サンドイッチ方式
埋立対象物	灰・カレット（陶磁器・ガラスくず）等
埋立開始年月	平成4年6月
埋立面積	2,000㎡
埋立容量	3,749㎥

表 2-3 最終処分場の概要

第2節 ごみ処理の現況

1. ごみ処理の実績

(1) ごみの搬入状況

本市のごみの処理施設への搬入状況は、家庭系ごみはほぼ横ばいで推移し、事業系ごみはわずかながら減少傾向にあります。また、集団回収については平成30年度まで減少傾向が見られたものの、近年では増加傾向に転じています。全体としては、ほぼ横ばいで推移している状況です。（表3-1、図5-1参照）

ごみの種類別の搬入状況については、可燃ごみ、資源ごみ、埋立ごみはほぼ横ばいで推移しており、粗大ごみは増加傾向が見られます。（図5-2参照）

（単位：t）

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
家庭系ごみ	12,089	12,060	11,979	12,475	12,198
可燃ごみ	8,466	8,355	8,180	8,456	8,119
資源ごみ	3,094	3,136	3,146	3,134	3,140
粗大ごみ	365	391	475	680	735
埋立ごみ	164	178	178	205	204
事業系ごみ	4,767	4,621	4,545	4,562	3,909
可燃ごみ	3,953	3,882	3,796	3,759	3,225
資源ごみ	691	616	608	628	526
粗大ごみ	88	88	106	134	124
埋立ごみ	35	35	35	41	34
集団回収	247	217	238	329	262
合計	17,103	16,898	16,762	17,366	16,369

出典：一般廃棄物処理実態調査（ごみ処理状況）

表 3-1 年間搬入量



図 5-1 搬出源別搬入量

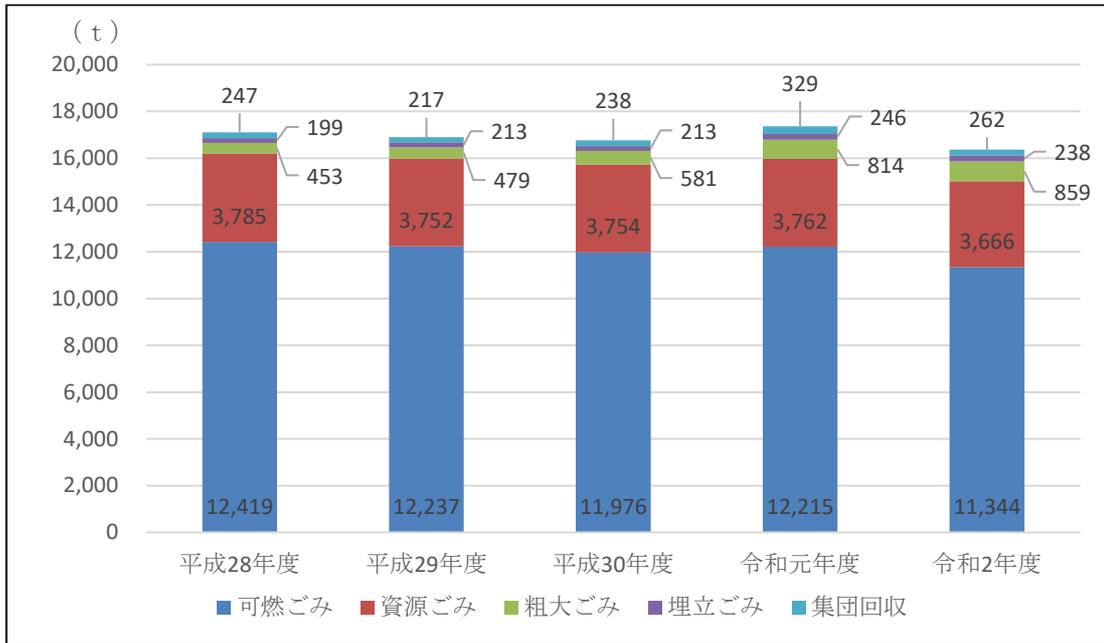


図 5-2 種類別搬入量

(2) ごみの資源化の状況

本市では、燃やせるごみ、リサイクルできないもの（埋立ごみ）以外のごみについては、資源化施設において、選別、破碎、圧縮、梱包等の中間処理を行い、民間の再生処理事業者への再資源化委託や有価物としての売却等により、可能な限り資源化を図っています。

(単位: t)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
紙類	1,154	1,092	1,043	1,099	1,026
金属類	505	511	523	531	513
ガラス類	461	435	440	382	396
プラスチック類	919	948	944	1,000	1,022
ペットボトル	92	110	131	124	125
布類	126	145	161	181	185
廃食用油	7	5	6	6	10
その他 (木質系ほか)	768	724	744	768	651
合計	4,032	3,970	3,992	4,091	3,928

出典：一般廃棄物処理実態調査（ごみ処理状況）

表 3-2 ごみの資源化の状況

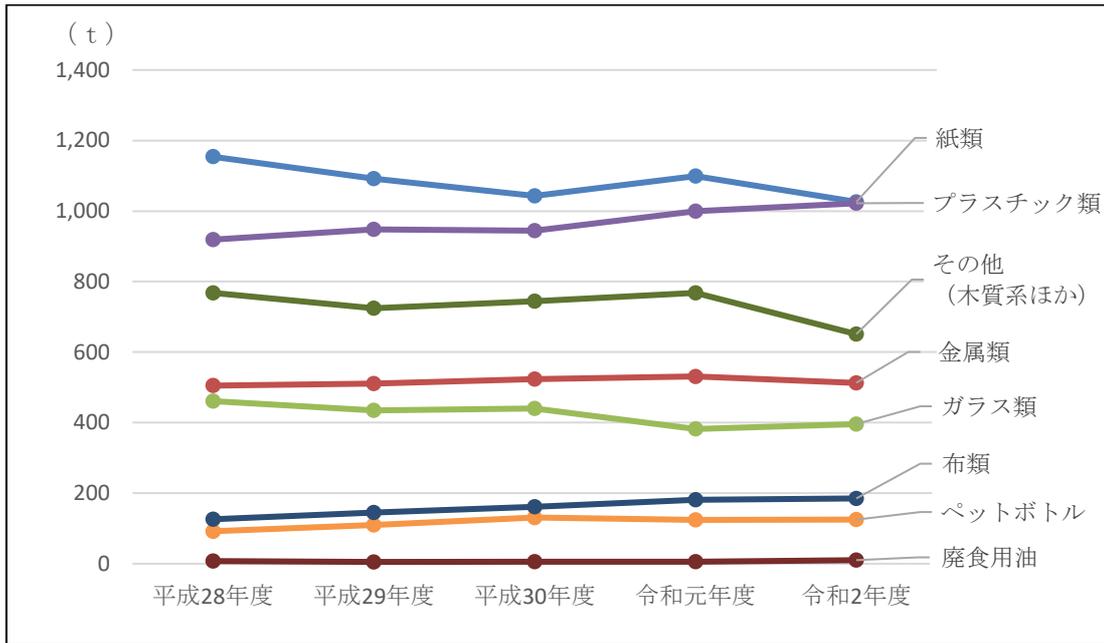


図 5-3 ごみの資源化の状況

① 紙類

紙類は、「新聞」・「雑誌」・「ダンボール」・「紙パック」・「その他の紙」の5種類の分別区分により収集し、古紙問屋への売却を通じて、製紙業者での資源化が図られています。

資源化量については、民間事業者による拠点回収の拡大等、市民にとっての排出方法の多様化が進んでいることもあり、市による行政回収の量は減少傾向にあります。

② 金属類

金属類は、「アルミ缶・スチール缶」・「その他の金属類」・「乾電池」に分類されます。アルミ缶・スチール缶は機械（磁力）選別、その他の金属類は解体選別の後に圧縮し、再生処理事業者への売却を行っています。乾電池については、有害な金属（水銀、マンガン、ニッケル、カドミウム、亜鉛など）が含まれるため、指定された適正処理業者により資源化を行っています。

また、その他金属類に含まれる小型家電類については、平成25年4月に施行された「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下、「小型家電リサイクル法」という）」により、使用済小型電子機器等に使用されている貴金属やレアメタル等の再資源化の促進が図られることとなり、本市においては、その他の金属類として収集した後に小型家電類を選別し、小型家電リサイクル認定事業者を通じて資源化を行っています。

資源化量については、ほぼ横ばいの状況で推移しています。

③ ガラス類

ガラス類は、7種類のビン類（「一升びん」・「ビールびん」・「とうめいびん」・「茶色びん」・「緑・青びん」・「黒色びん」）と、「蛍光灯」に分類されます。

ビン類は、一升びん、ビールびんについては、活きビンとしての売却により再利用を図り、その他びんについては、色別に分類し容器包装リサイクル協会を通じて民間事業者への処理委託により資源化を行っています。

蛍光灯は、有害な金属（水銀など）が含まれるため、指定された適正処理業者により資源化を行っています。

資源化量については、飲料容器としてのビンに代わり、ペットボトル容器が普及している影響から、収集量は減少傾向にあります。

④ プラスチック類

プラスチック類は、容器包装リサイクル法に従い、「プラスチック製容器包装」・「発泡スチロールトレイ」と、それ以外の製品プラスチックである「その他のプラスチック類」に分類されます。

プラスチック製容器包装は、指定ごみ袋により収集し、手選別、圧縮処理の後、容器包装リサイクル協会を通じて民間事業者への処理委託により資源化を行います。

その他のプラスチック類は、指定ごみ袋に入らないプラスチック粗大ごみを破碎処理した後、指定ごみ袋で回収したプラスチックごみと合わせて、民間事業者への処理委託により資源化を行っています。

発泡スチロールトレイは、白色と白色以外のものへの選別後、また、プラスチック製容器包装から選別された発泡スチロールも含めて、民間事業者への売却により資源化を行っています。

プラスチック類全体の資源化量は、年々増加傾向にあります。

⑤ ペットボトル

ペットボトルは、手選別、圧縮処理の後、容器包装リサイクル協会を通じて民間事業者への処理委託により資源化を行っています。資源化量については、増加傾向にありましたが、近年は横ばいの状況です。

⑥ 布類

布類は、手選別、梱包後、民間事業者への売却により資源化を行っています。資源化量については、増加傾向にあります。

⑦ 廃食用油

廃食用油は、家庭から排出されるものの他、市内の学校給食施設から排出されるものを収集し、民間事業者への売却により資源化を行っています。資源化量については、横ばいで推移しています。

⑧ その他

その他の主なものとしては、「木質系粗大ごみ」・「剪定枝」などがあります。
木質系粗大ごみは、破碎処理後、民間事業者への処理委託により資源化を行っています。

剪定枝は、チップ化処理の実施後、資源循環センター「農土香」にて完熟堆肥の原料として利用されています。

資源化量については、ほぼ横ばいで推移しています。

(3) 有価物の売却

本市では、ごみの資源化を行うにあたり、有価物として売却可能な資源については、民間業者への売却により財源の確保を図っています。

	新聞		雑誌		ダンボール	
	重量(kg)	金額(円)	重量(kg)	金額(円)	重量(kg)	金額(円)
平成28年度	383,390	3,726,550	254,260	1,647,603	157,370	1,529,635
平成29年度	372,130	4,207,484	226,520	1,889,124	150,700	1,745,322
平成30年度	343,550	4,078,965	205,180	1,453,247	137,980	1,636,632
令和元年度	313,260	2,824,778	205,450	1,173,281	133,530	1,093,764
令和2年度	286,240	1,259,456	215,020	473,044	144,120	634,128

	紙パック		その他の紙		アルミ缶	
	重量(kg)	金額(円)	重量(kg)	金額(円)	重量(kg)	金額(円)
平成28年度	9,000	77,759	131,290	283,585	44,056	5,007,288
平成29年度	8,830	76,290	124,820	269,610	42,370	5,784,077
平成30年度	8,150	70,414	118,780	256,564	40,970	5,851,125
令和元年度	8,200	62,320	118,260	257,842	40,640	4,804,024
令和2年度	8,690	47,795	114,690	126,159	43,567	4,681,149

	スチール缶		その他金属		一升びん	
	重量(kg)	金額(円)	重量(kg)	金額(円)	重量(本)	金額(円)
平成28年度	61,420	911,279	378,220	3,249,697	17,698	38,229
平成29年度	57,670	1,431,673	387,610	6,614,895	17,546	37,900
平成30年度	55,330	1,486,655	305,365	3,154,922	16,286	35,178
令和元年度	55,880	994,730	244,470	1,734,205	14,642	31,965
令和2年度	56,770	977,297	262,670	3,045,266	15,876	47,628

	ビールびん		発泡トレイ		古着類	
	重量(本)	金額(円)	重量(kg)	金額(円)	重量(kg)	金額(円)
平成28年度	4,982	19,395	11,220	25,943	125,140	270,297
平成29年度	4,320	17,002	12,280	20,098	143,600	310,169
平成30年度	4,641	17,973	12,340	19,444	158,510	342,377
令和元年度	3,942	15,589	13,490	21,714	179,140	390,338
令和2年度	2,605	10,218	12,290	19,933	220,180	242,198

	廃食用油		羽毛布団		年間売却額(円)
	重量(L)	金額(円)	重量(kg)	金額(円)	
平成28年度	7,911	102,522	314	6,783	16,896,565
平成29年度	5,300	39,058	118	2,555	22,445,257
平成30年度	6,237	46,148	149	3,219	18,452,863
令和元年度	6,901	46,991	67	1,449	13,452,990
令和2年度	8,125	50,879	0	0	11,615,150

表 3-3 有価物の売却実績

(4) ごみの堆肥化

本市では、平成22年10月に「資源循環センター 農土香」が竣工し、市内の宿泊施設、給食センター、福祉施設及び一部の一般家庭から排出される食品残渣（生ごみ）、剪定枝を破碎した剪定枝チップを原料として、生ごみの堆肥化を図り、良質な有機堆肥の製造販売を行っています。

表3-4には、堆肥原料としての食品残渣及び剪定枝の使用量を示します。

(単位：kg)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
食品残渣	352,545	340,025	316,195	312,090	246,515
剪定枝	240,795	189,730	191,750	201,150	126,020

表 3-4 堆肥原料としての資源化状況

(5) 最終処分状況

本市では、焼却施設での可燃ごみの焼却により発生する焼却残渣（焼却灰等）、「リサイクルできないもの」として排出された陶磁器、ガラス類等を最終処分場に埋立処理をしています。

なお、葦山ごみ焼却場から発生する焼却灰の一部については、民間事業者への外部処理委託を行っています。

表3-5には、最終処分場への埋立処理量と、外部委託処理量を示します。

(単位：t)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
大仁最終処分場埋立	956	957	919	940	908
（焼却残渣）	757	744	706	694	671
（リサイクルできないもの）	199	213	213	246	238
葦山最終処分場埋立					
（焼却残渣）	257	253	300	232	213
埋立量 合計	1,213	1,210	1,219	1,172	1,122

出典：一般廃棄物処理実態調査（ごみ処理状況）

外部処理委託 （葦山焼却場焼却残渣）	279	270	251	354	444
-----------------------	-----	-----	-----	-----	-----

表 3-5 焼却灰等の埋立及び外部処理の状況

(6) 可燃ごみの性状

本市では、燃やせるごみの組成分析を毎月実施しています。過去5年間の分析結果では、ごみの組成割合に大きな変化はありませんが、資源ごみとして分別可能な「紙・布類」、「合成樹脂類」の占める割合が多い状況であり、燃やせるごみの減量及び資源化の余地が十分あることが窺えます。（表4-1及び4-2、図6-1及び6-2参照）

① 葦山ごみ焼却場

		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ごみ組成	紙・布類	%	54.4	47.3	49.0	46.3	48.2
	合成樹脂類	%	15.9	17.0	17.1	16.4	14.9
	木・竹類	%	6.9	12.7	14.7	15.6	11.3
	ちゅう芥類	%	11.9	12.4	10.5	11.7	16.8
	不燃物類	%	1.2	0.7	0.9	1.7	1.9
	その他	%	9.7	9.9	7.8	8.3	6.9
三成分	水分	%	47.5	50.5	52.8	53.9	54.5
	灰分	%	5.2	5.9	4.6	5.7	4.8
	可燃分	%	47.3	43.6	42.6	40.4	40.7
単位容積比重		kg/m ³	320	352	341	244	245
低位発熱量		kJ/kg	7713	6947	6701	6280	6295

表 4-1 可燃ごみの組成（葦山ごみ焼却場）

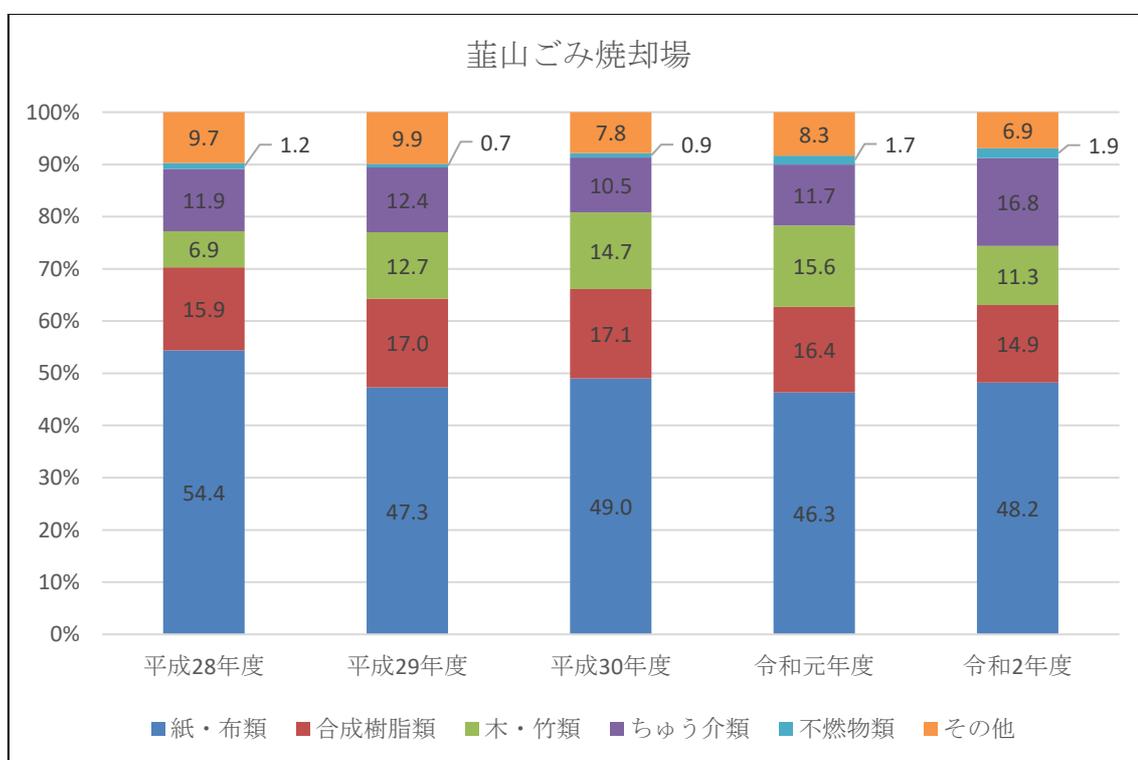


図 6-1 可燃ごみの組成（葦山ごみ焼却場）

② 長岡清掃センター

		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ごみ組成	紙・布類	%	53.2	48.4	49.7	55.8	54.7
	合成樹脂類	%	15.7	10.5	18.5	16.3	13.2
	木・竹類	%	10.4	16.7	12.2	8.5	10.5
	ちゅう芥類	%	11.9	15.0	10.8	13.7	15.5
	不燃物類	%	1.1	1.1	0.9	1.5	1.1
	その他	%	7.7	8.3	7.9	4.2	5.0
三成分	水分	%	52.3	53.0	52.6	49.4	52.1
	灰分	%	4.5	4.8	4.6	4.3	5.5
	可燃分	%	43.2	42.2	42.8	46.3	42.4
単位容積比重		kg/m ³	349	353	336	203	218
低位発熱量		kJ/kg	7713	7816	6734	7483	6678

表 4-2 可燃ごみの組成（長岡清掃センター）

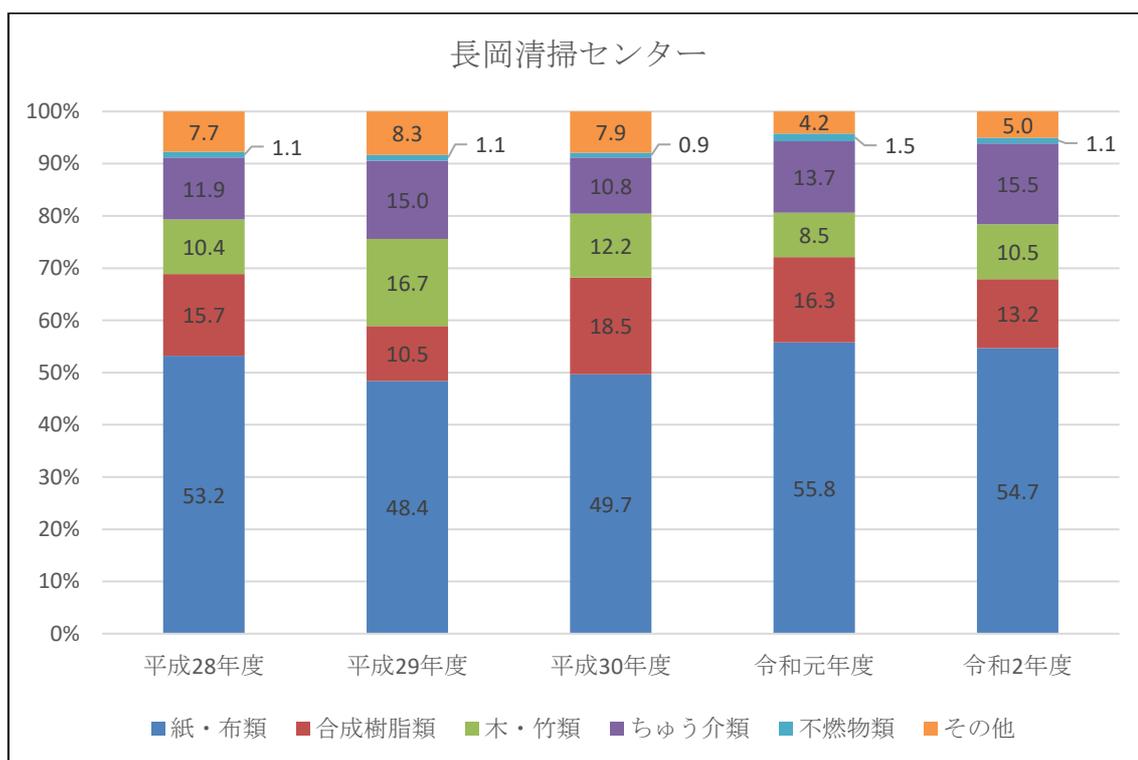


図 6-2 可燃ごみの組成（長岡清掃センター）

(7) ごみ処理に係る経費

本市における過去5年間のごみ処理経費は、年度により変動が見られます。これは、既存施設の施設修繕工事費等に係る経費において、年度による差異が生じることによるものです。

なお、平成29年度からは、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合による新ごみ処理施設の建設に伴う負担金が発生しているため、新ごみ処理施設の完成までの一定期間においては、経費が一時的に増加しています。（表5、図7参照）

	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ごみ処理経費	千円	789,055	1,011,650	900,151	1,018,813	1,380,860
新ごみ負担金 (内数)	千円	(0)	(93,867)	(43,493)	(140,143)	(476,058)
ごみ総排出量	t	17,103	16,898	16,762	17,366	16,369
計画処理人口 (10月1日現在)	人	49,542	49,297	48,893	48,575	48,138
1 tあたり 処理経費	円/t	46,135	59,868	53,702	58,667	84,358
1人あたり 処理経費	円/人	15,927	20,522	18,411	20,974	28,685

出典：一般廃棄物処理実態調査（ごみ処理状況・経費）

表5 ごみ処理経費

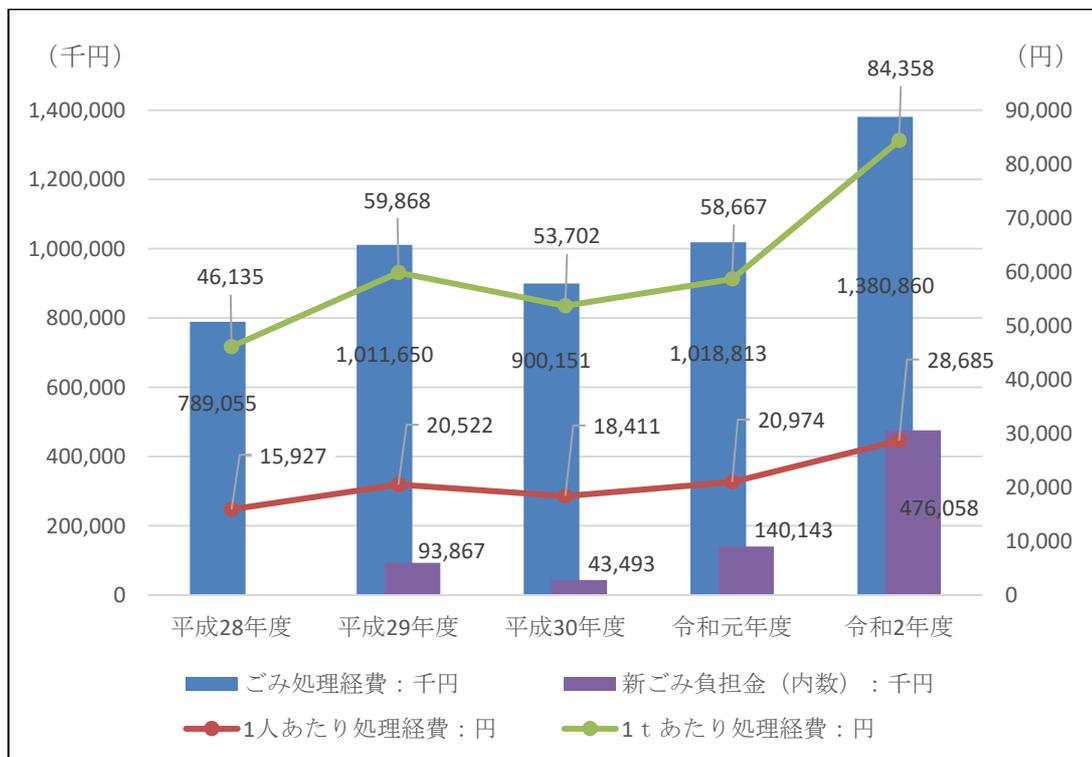


図7 ごみ処理経費

2. ごみ処理の指標

(1) ごみ処理に係る評価値の比較

ごみ処理に関する数値指標となる「1人1日当たりのごみ排出量」と、ごみの総排出量に占める資源化量の割合を示す「リサイクル率」を評価値として、過去の実績を以下に示します。

① 1人1日当たりのごみ排出量

本市における1人1日当たりのごみ排出量は、全国及び静岡県の平均に比べて多い状況であり、年度により変動が見られますが横ばいの傾向にあります。

(表6-1、図8-1及び8-2参照)

(単位：g/人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
全 国	939	925	920	919	918	
静 岡 県	896	886	878	886	885	
伊豆の国市	940	946	939	939	977	932

出典：一般廃棄物処理実態調査（ごみ処理状況）

令和2年度における全国及び静岡県の数値については、統計値が発表されていないため未掲載

表 6-1 1人1日当たりのごみ排出量

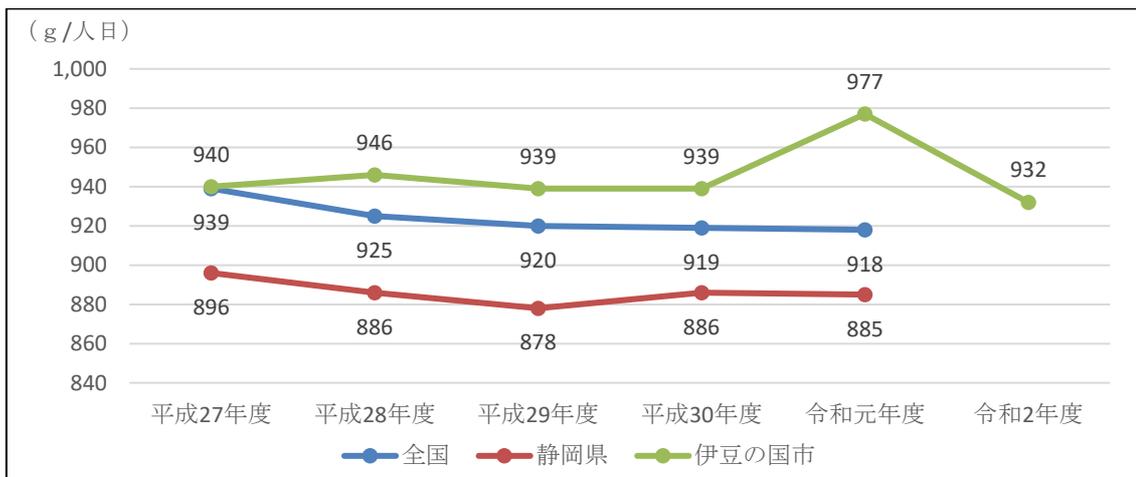


図 8-1 1人1日当たりのごみ排出量

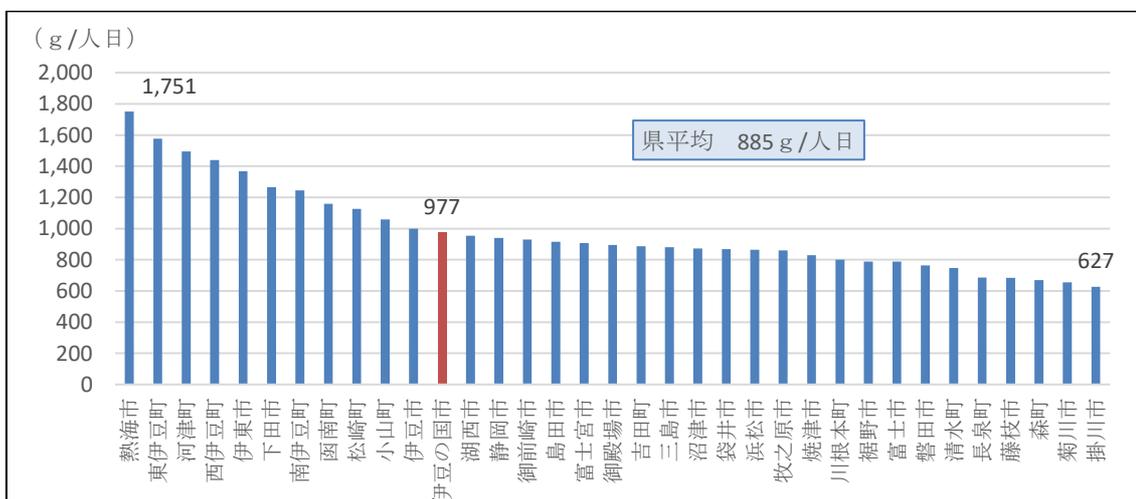


図 8-2 1人1日当たりのごみ排出量（令和元年度・県内市町別）

② リサイクル率

本市におけるリサイクル率は、全国及び静岡県の平均よりも高い状況ですが、近年は横ばいで推移しています。（表6-2、図8-3及び8-4参照）

（単位：％）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
全 国	20.4	20.3	20.2	19.9	19.6	
静 岡 県	19.2	18.6	18.1	18.4	18.2	
伊豆の国市	26.1	25.5	25.5	26.1	26.1	27.1

* 令和2年度における全国及び静岡県の数値については、統計値が発表されていないため未掲載

表6-2 リサイクル率

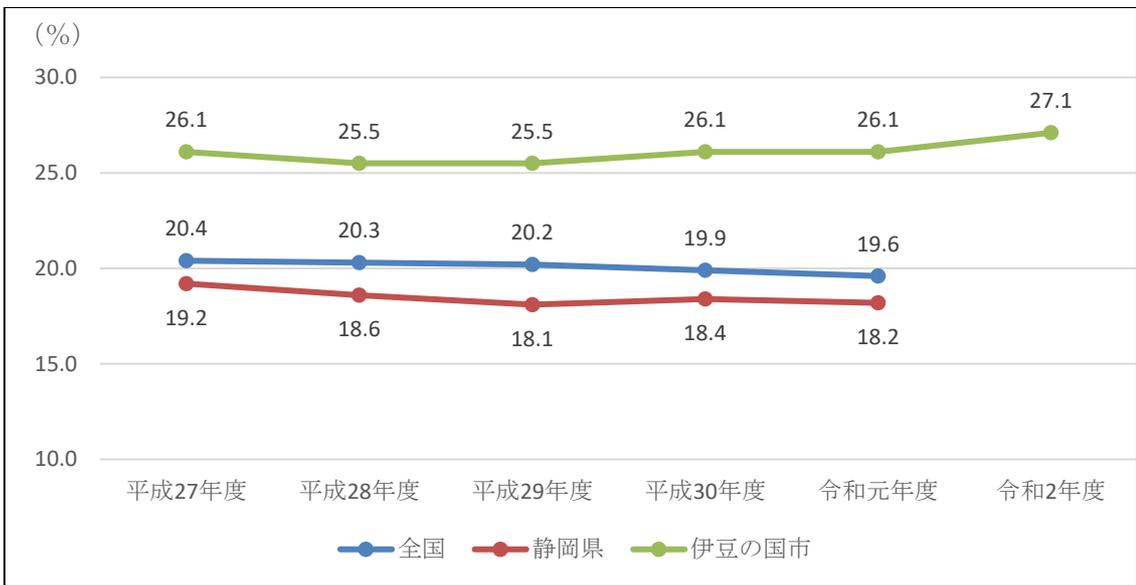


図8-3 リサイクル率

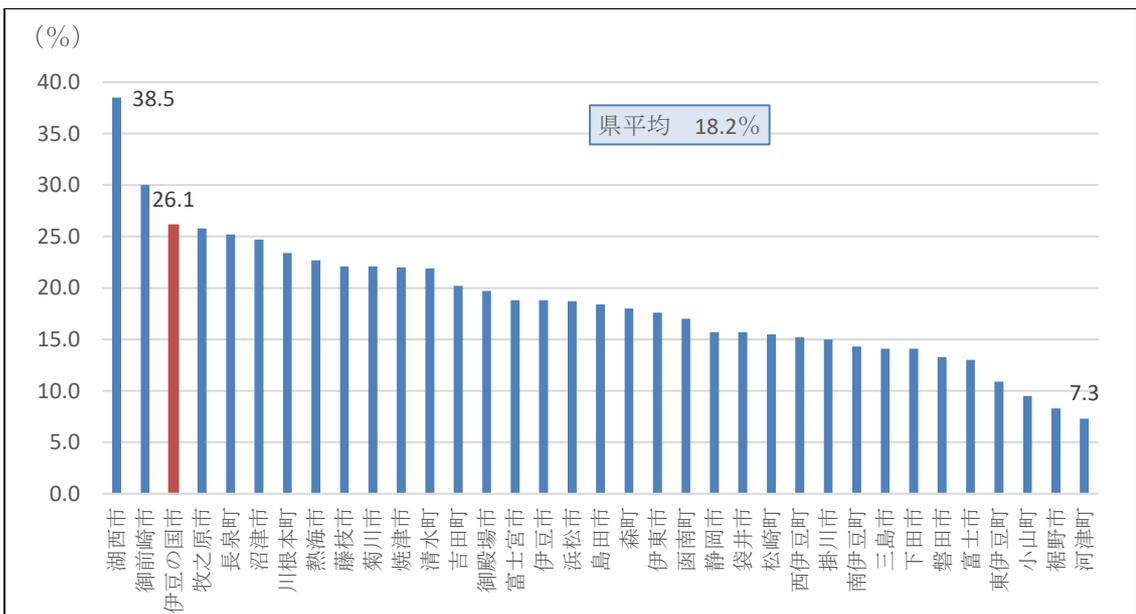


図8-4 リサイクル率（令和元年度・県内市町別）

(2) 数値目標の達成状況

前計画における数値目標は、平成17年度を基準年度として、ごみの総排出量、リサイクル率、最終処分量を設定しました。

令和2年度における状況は、ごみの総排出量については、目標値にわずかに及ばなかったものの、基準年度より排出量を2,112 t/年減らすことができました。リサイクル率については、目標値には及ばず、基準年度より0.9%の落ち込みとなりました。最終処分量については、目標値を達成し、基準年度より処分量を288 t/年減らすことができました。(表7-1、図9-1及び9-2参照)

指標	平成17年度 (基準年度)	目標値 (最終改定時)	令和2年度	
			実績値	対基準年度
ごみの総排出量 (t/年)	18,481	16,253	16,369	-2,112 (t/年)
リサイクル率 (%)	28.8	28.0	27.1	-0.9 (%)
最終処分量 (t/年)	1,410	1,171	1,122	-288 (t/年)

実績値：一般廃棄物処理実態調査(ごみ処理状況)報告値

目標値：ごみ処理基本計画の最終改定時(H30.3月)の設定値

表 7-1 数値目標の達成状況

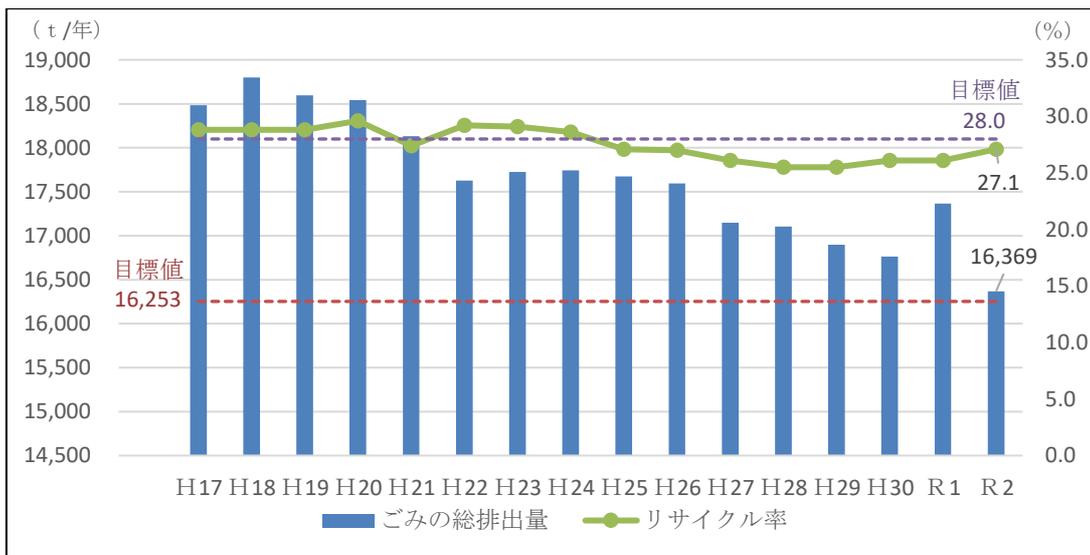


図 9-1 ごみの排出量・リサイクル率の達成状況

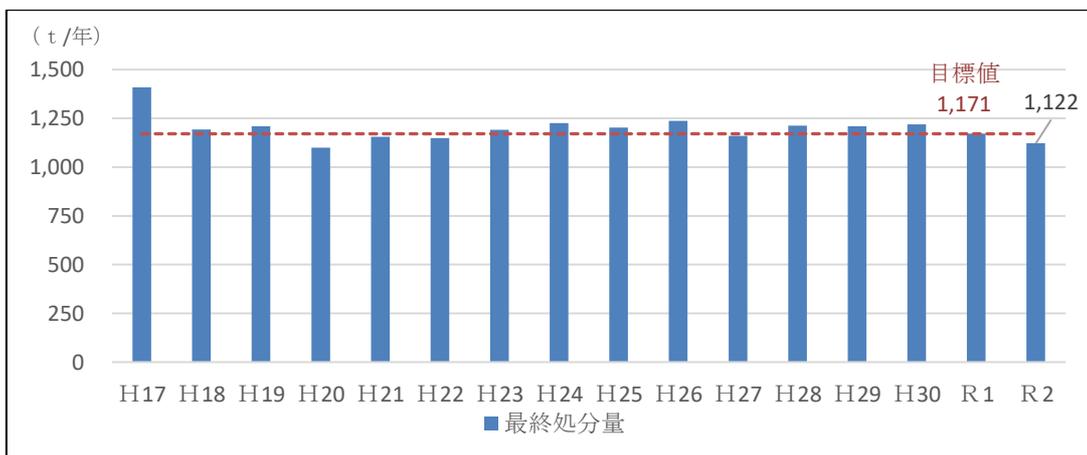


図 9-2 最終処分量の達成状況

第3節 ごみ処理の課題

1. ごみの減量・資源化

(1) ごみの排出抑制

本市におけるごみの排出量は、図9-1（ごみの排出量の達成状況）から、年々減少していることが分かりますが、これは人口減少に伴い、それに応じてごみの排出量も減少していることによるものです。ただし、ごみの排出量を人口1人当たり換算した場合の状況については、図8-1（1人1日当たりのごみ排出量）から分かるように、近年においては、減少する傾向は見られず、横ばいから増加に転じている状況です。また、全国及び静岡県の平均を上回る状況にもなっています。

このような状況において、一般廃棄物の排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）等によるごみの減量を推進するために、積極的な普及啓発や環境教育を通じた市民の自主的な取組の促進を図ること、廃棄物処理手数料（指定ごみ袋の価格、事業系粗大ごみ等）の見直しによる経済的なインセンティブ（費用負担を軽減しようとする動機付け）を活用し、ごみの排出抑制を図る等の取組が必要です。

また、国の「第4次循環型社会形成推進基本計画」においては、2030年度までに家庭からの食品ロスを半減するとの目標が定められており、本市においても食品ロス削減に向けた計画的な取組が求められています。

(2) ごみの資源化

ごみの資源化について、本市におけるリサイクル率は、全国及び静岡県平均を上回っており、わずかながらですが上昇傾向にあります（図8-3・リサイクル率 参照）。ただし、近年においては、民間事業者による資源ごみの拠点回収、店頭回収等の拡大により、市民にとっての排出方法の多様化が進み、特に紙類については年々、行政回収量が減少しており（図5-3・資源化の状況 参照）、本市における資源化量は、今後減少していくことが想定されます。

一方で、韮山ごみ焼却場、長岡清掃センターにおける可燃ごみの組成は、紙・布類の割合が約50%前後を占めている状況であり（図6-1及び6-2 可燃ごみの組成 参照）、より一層の紙類の資源化を図る余地があるため、分別の徹底によりこの割合を減少させていくことが必要です。

また、近年、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的な問題として注目を集める中で、プラスチックの資源循環の促進等を図るため、「プラスチック資源循環法」の施行が令和4年4月に予定されています。この法律の中では、市町村は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）」に基づき、既に分別収集されているプラスチック製容器包装に加え、それ以外のプラスチックについても分別収集を行い、再資源化を図ることが求められています。本市は、プラスチックごみを「プラスチック製容器包装」と「その他のプラスチック類」に区分して分別収集していますが、新たに施行されるプラスチック資源循環法に則した再資源化方法等への対応の検討が課題となります。

2. ごみの適正処理

(1) ごみの分別収集

ごみの分別、収集方法については、「ごみの分け方・出し方」「ごみの分け方・出し方／ワンポイントブック」により周知していますが、市民にとってより分かりやすく活用しやすい手引き等の作成、周知方法の検討が必要です。

また、新ごみ処理施設の稼働に伴い、可燃ごみとしての処理対象物に可燃性粗大ごみ等が追加され、可燃ごみの処理先が変更となるため、市内資源化施設での保管及び中間処理後の運搬方法の検討、新ごみ処理施設への収集運搬の切替え等の対応が必要です。

その他にも、高齢化社会の進展に伴い、ごみ集積所へのごみ出しやごみの分別が困難な世帯の増加が想定されるため、ごみ出しの負担を軽減するための支援を検討していくこと、分別の不徹底による異物の混入による事故（例えば、プラスチック類、金属類の圧縮工程へのリチウムイオン電池混入による火災の発生等）を防ぐための周知徹底対策を進めていく必要があります。

(2) 中間処理

本市における資源化施設は、合併前の旧町の各施設を活用して資源ごみの保管及び中間処理を行っています。また、資源化施設は中間処理を行うだけでなく、市民がごみを直接搬入する施設としても機能しているため、全ての品目の資源ごみを受け入れています。ただし、施設ごとに中間処理を行う品目が異なるため、一旦搬入された資源ごみは、品目別にそれぞれの対象施設に再度移動させる必要があり、このような施設間の移動のために多くの作業量、経費を費やしている状況です。

新ごみ処理施設においては、可燃ごみに加え、木質系粗大ごみ等の焼却も可能になり、粗大ごみの処理方法等にも変更が生じます。現状における中間処理の効率化及び経費削減、新ごみ処理施設稼働に伴う変更等への対応を図るため、今後、資源化施設の集約化を念頭に入れた新たな施設整備について検討する必要があります。

(3) 最終処分

本市における最終処分場は、現在、大仁一般廃棄物最終処分場と葦山一般廃棄物最終処分場の2施設が稼働していますが、新ごみ処理施設の稼働に伴う既存焼却施設の運転停止後については、葦山一般廃棄物最終処分場を廃止し、大仁一般廃棄物最終処分場の1施設のみの稼働とする予定です。

最終処分場の埋立容量には限度があり、概ね8年後には埋立容量を満たすことが想定されるため、可燃ごみの減量による焼却残渣の減少への取組の推進や、焼却灰のリサイクルを含めた外部処理等による最終処分場の延命化、また、最終処分場の今後の在り方についても検討する必要があります。

(4) 災害廃棄物処理

本市では、災害廃棄物の適切な処理を実施するため、平成29年3月に「伊豆の国市災害廃棄物処理計画（以下「計画」という）」を策定しています。

本計画策定後、令和元年10月に発生した台風19号により、本市の一部地域が大きな被害に見舞われ、災害廃棄物の処理を経験することとなりました。その際、実際に経験した大量の災害廃棄物の処理業務と、計画において想定している業務等の整合性を図り、より現実的かつ実践的な計画に更新していくことが求められます。

